

令和7年度 一般会計歳出 第6款1項1目 12節(01) 調査等委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	こども青少年局総務課 担当者名：羽田 電話 671-4268
設 計 書			
1	委 託 件 名	令和7年度B型肝炎定期検診及びワクチン接種業務委託	
2	履 行 場 所	健診機関診療所	
3	履 行 期 間 (期 限)	契約決定日から令和8年3月31日まで	
4	契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約	
5	そ の 他 特 記 事 項	横浜市契約規則に定めるもののほか、個人情報取扱特記事項及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守するものとします。	
6	現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場 所)	
7	委 託 概 要	別紙仕様書のとおり	

8 部分払

☒ する (2回以内)

☐ しない

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
HBs抗原・抗体検出検査	7月	(100)	件		
B型肝炎ワクチン接種(3回)	9月～2月	(165)	件		
	合計				

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額
(概算金額)

内訳

業務単価

(概算金額)

消費税相当額

(概算金額)

令和7年度 B型肝炎定期検診及びワクチン接種業務委託仕様書

(趣旨)

第1条 本仕様書は、B型肝炎定期検診（以下、「検診」という。）及びワクチン接種の業務を委託する場合の仕様を示すものであり、これに規定のない事項については、横浜市委託契約約款（以下、「約款」という。）を適用し、約款に規定のない事項については、横浜市の指示を受けて行うものとする。

(対象者)

第2条 本仕様書に基づく対象者は、横浜市子ども青少年局が別途提出する名簿による者とする。

(委託業務の範囲)

第3条 本委託において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 検診及びワクチン接種の実施
- (2) 検診及びワクチン接種結果のデータの保存、管理
- (3) 検診及びワクチン接種結果に関する各種帳票書類の出力、データ集計及び報告

(検診内容)

第4条 別表「定期検診及びワクチン接種の内容」のとおりとする。

(検診の実施と日程)

第5条 横浜市は、検診及びワクチン接種について、本仕様書により委託し、受託者はこれを受託するものとする。

- 2 履行場所は、受託者の施設とする。
- 3 検診日程及びワクチン接種時期については、横浜市と調整のうえ定めるものとする。
- 4 受託者は、検診及びワクチン接種の実施に際してプライバシー確保に十分留意して行うものとする。
- 5 受託者は、検診及びワクチン接種実施に当たり、医療事故等のないよう職員の安全に十分留意しなければならない。
- 6 その他、必要な事項については、受託者は横浜市と協議し、その指示に従うこと。

(結果の提出)

第6条 受託者は検診の結果について、受診日の翌日から起算し3週間以内に成果品を提出するものとする。

- 2 前項に基づき提出する成果品は、以下のものを各1部ずつ提出することとする。
 - 一 横浜市保管用の個人結果報告書（職員番号、氏名、所属及び検診結果を記載）
 - 二 対象者あての個人結果報告書（職員番号、氏名及び所属を記載し、個別に封緘したもの）
- 3 前項に基づく成果品の提出先は、横浜市子ども青少年局総務課とする。

(委託業務完了届出書の提出)

第7条 受託者は、検診及びワクチン接種の業務がすべて完了し、かつ、すべての成果品を提出したときに、横浜市に対し完了報告書（委託業務完了届出書）を提出するものとする。

(検診結果等の保存、廃棄)

第8条 受託者は、結果の記録を診療情報として法定年限保存し、横浜市の要請により、契約終了後であっても、いつでも貸出等を行えるようにしなければならない。なお、法定年限を経過したものについては、廃棄するものとし、切断、塗りつぶし等判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

(契約期間)

第9条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(法令遵守)

第10条 受託者は、本件業務を履行するに当たって関係法令に従って行わなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 受託者が本件業務を通じて取り扱う個人情報については、横浜市の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）の適用を受けるものとし、横浜市が実施機関として同法の定める手続きを行うものとする。

2 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項（以下、「特記事項」という。）」を遵守しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務を遂行するに当たっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 受託者は、本件業務を受託するに当たっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を横浜市に提出しなければならない。

5 受託者は、法第66条に基づき、本件業務に関する個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約終了後も同様とする。

(対象者の安全確保上の問題への対応)

第12条 受託者は、次に掲げる事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を口頭により横浜市に報告し、遅滞なく当該事案の詳細を書面により報告するものとする。

(1) 委託業務の実施に関わる事故

(2) 受診者の個人情報の漏えい、滅失又は棄損

(3) 委託業務に係るデータの管理システムに関する障害

(4) その他本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案

2 受託者は、前項第2号その他の個人情報の安全確保に係わる場合には、直ちに当該事案の内容、経緯、被害状況等を横浜市に報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する横浜市の指示に従うものとする。

3 受託者は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係わる本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む）等の措置を横浜市と協力して講じるものとする。

(疑義)

第13条 受託者は、当該業務の実施にあたり本仕様書又はその他の事項に疑義が生じたときは、横浜市と協議し、その指示に従わなければならない。

別表 定期検診及びワクチン接種の内容

1	定期検診 (1) 検査項目 HB s 抗原・抗体検出検査 (CLEIA 法) (2) 検査回数 1 回
2	ワクチン接種 (1) 接種回数 履行期間内に 3 回接種